

徳島県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

- 一 土地改良区の名称
新野土地改良区

- 二 就任役員

役員名	氏名	住 所
理事	天羽謙吉	阿南市新野町海老川一七三